

令和7年第4回定例会健康福祉委員会会議録

令和7年12月2日  
午前10時00分～午前11時7分  
全員協議会室

出席者	久米原孝子 委員長	山崎 孝一 副委員長
	山宮留美子 委員	石嶋 照幸 委員
	後藤 光秀 委員	後藤 敦志 委員
	寺田 寿夫 委員	鴻巣 義則 委員
執行部説明員	市長 萩原 勇	福祉部長 荒槇 由美
	健康スポーツ部長 足立 典生	福祉部次長兼保育課長 篠塚 寿也
	健康スポーツ部次長 飯田 啓司	福祉総務課長 山崎 正尚
	こども家庭センター課長 蔭山 大三	こども家庭センター課長 海老原雅男
	障がい福祉課長 鴻巣 倫子	こども発達センターつほみ課長兼課長 唯根 敦美
	保護課長 松本 博実	健康増進課長 大久保雅人
	医療対策課長 飯倉 基彰	介護保険課長 重田 正光
	保険年金課長 沼尻 正宏	こども家庭センター課長補佐 木村 久美（書記）

事務局 主 査 近野 英樹

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第4号 龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項
- 議案第9号 令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

### ○久米原委員長

皆様こんにちは。開会前に申し上げます。本日傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

### ○久米原委員長

傍聴者の方に申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。試行的な取組といたしまして、ユーチューブでのライブ配信を行っております。このため、発言される際はマイクに向かってはっきりと発言くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託をされました議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第8号の所管事項、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号の9案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り、簡潔明瞭にお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。議案第1号、龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

### ○荒槇福祉部長

議案書1ページになります。

議案第1号、龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。令和8年4月から本格実施されます乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」につきましては、子ども子育て支援法における新たな給付制度である乳児等のための支援給付の対象事業となるものです。前回定例会において議決いただきました龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき認可を受けた事業者は、当該給付の対象となるために、市から確認を受けることが必要であり、本条例は市が確認を行うに当たって、事業の提供体制や内容等が適当か否かを判断するよりどころとなる運営の基準として、子ども子育て支援法に基づいて定めるものでございます。市町村で条例を定める際は、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとなっており、本市におきましては、国の基準と同水準での規定としております。

それでは内容についてご説明いたします。本条例は、3章34条から成る本則と附則で構成されており、第1章の第1条、第2条では、制定の趣旨や当該事業に関する一般原則を定めております。第2章の第3条から第32条では、給付の対象施設となるために必要な利用定員の設定に関する基準や、実際に運営するに当たって指針となる基準を詳細に定めております。次に、第3章の第33条から第34条では、雑則として、本条例において、書面で行うことが想定されるものについて、電磁的記録でも可能とする旨や、規則への委任について規定をしております。なお、施行日は令和8年4月1日となります。説明は以上でございます。

### ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

### ○山宮委員

本当に大変なことなのかなっていうふうに受ける側、御苦勞さまでと思います。その中で、今日までというか昨日までに、こういう仕組みを利用したいというような保護者の方ってというのは何か、質問とか問合せとかありますでしょうか。

### ○久米原委員長

篠塚福祉部次長兼保育課長。

### ○篠塚福祉部次長兼保育課長

今、民間施設含めて準備等を進めているところなんですけれども、市民の皆さんから、現時点で問合せというのは、特にはいただいているという状況です。

### ○久米原委員長

山宮委員。

### ○山宮委員

お仕事されている方とか、育休とか産休とか、また保育園に預ける方というのはもう前もってある程度準備はされていると思いますし、いきなりこの制度を使うとなると、なかなか使う側も理解をされてない方もいるのかなと思うんですけれども、その辺も含めてこの3か月健診とか、健診の際とかに、そういう取組についてのご説明とかはされるんでしょうか。

### ○久米原委員長

篠塚福祉部次長兼保育課長。

### ○篠塚福祉部次長兼保育課長

制度の周知に関しましては、国のほうでは既にいろいろ媒体等を通じてやっているところなんですけれども、市民の皆さんに向けては、各施設を経由したりですとか、あとホームページ、りゅうほ一等を活用して周知のほうは図っていただいて、必要な人に適切に利用していただきたいというふうに考えております。

### ○久米原委員長

山宮委員。

### ○山宮委員

初めは、なかなか皆さんも理解するのに時間かかるかと思いますが、きっとお母さん同士のネットワークの中で、「こういうのがあるらしいよ」って言ってひたひたと伝わっていくのかなと思いますので、準備段階さえしっかりされていれば、今後の受入れ等もまたできるのかなと思いますが、ご苦勞あるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

### ○久米原委員長

よろしいですか。

[発言するものなし]

**○久米原委員長**

別がないようですので採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号、龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

**○荒槇福祉部長**

議案書15ページをお願いいたします。

議案第4号、龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。本条例は、龍ヶ崎市立保育所の設置に関して、保育所の名称、位置、定員など、必要な事項を定めるものです。今般の改正は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を八原保育所で実施するにあたり、条例第3条として追加することで、サービスを提供する根拠を明確にするものです。なお、施行日につきましては、事業開始を令和8年2月に予定しておりますことから、令和8年2月1日としております。説明は以上でございます。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔発言するものなし〕

**○久米原委員長**

別がないようですので採決いたします。議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号、龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

**○荒槇福祉部長**

議案書16ページをお願いいたします。

議案第5号、龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。本条例は、龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例につきまして、条例を定めるにあたり従うべき、または参酌すべき基準である内閣府令の改正が行われましたことから、所要の改正を行うものでございます。

本条例は、保育所、認定こども園等が子ども・子育て支援法に基づく給付を受けるために適正

に運営しているかを確認するための基準となる条例であり、第25条において、虐待等の禁止について規定しております。前回の定例会におきまして、児童福祉法の改正通知に従い、条例第25条内での虐待の定義に関する引用条項を児童福祉法第33条の10第1項各号と改めたところでございますが、この児童福祉法の改正に合わせまして、認定こども園法及び学校教育法におきまして、虐待の防止に係る新たな規定が創設されました。これによりまして、本条例が従うべき参酌すべき基準である内閣府令での虐待等の禁止に関する条文において、児童福祉法第33条の10、第1項各号の後ろに、幼保連携型認定こども園及び幼稚園に係る引用が括弧書きとして、追加されることが追って通知されましたことから、内閣府令と同様の改正を本条例において行おうとするものでございます。なお施行日につきましては、公布の日からとなります。説明は以上でございます。

#### ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔発言するものなし〕

#### ○久米原委員長

別がないようですので採決いたします。議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

#### ○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第6号、龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荒瀬福祉部長。

#### ○荒瀬福祉部長

議案書17ページをお願いします。

議案第6号、龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。本条例は、市内の市立を含む保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業等の保育料や公立保育所の給食費、延長保育料といった利用者負担に関して必要な事項を定めるものです。

今般の改正は、乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」が事業開始となることに伴い、本条例において、当該事業に係る利用料に関する事項を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、初めに、条例の名称につきまして、これまでの名称から簡略化し、「龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例」へと改めるものです。条文につきましては、第5条の市立保育所の給食に関しまして、こども誰でも通園制度の利用者に給食を提供した場合に、規則で定める額の給食費を徴収する旨を追加するものです。次に、第7条において、こども誰でも通園制度を利用した際の利用料に関して、金額は別に定めることであったり、徴収は各施設が行うことを規定しております。次に、第9条の利用者負担額等の減免及び第10条の利用者負担額等の納付期限に関しまして、こども誰でも通園制度の利用料や給食費についても同様の取扱いとすることを追加するものです。このほか内容の追加等に伴う条ずれ等、所要の改正を行っております。

施行日につきましては、事業開始を令和8年2月に予定しておりますことから、令和8年2月1日としております。

なお、附則第2項の経過措置といたしまして、こども誰でも通園制度が子ども子育て支援法において、本格実施される令和8年4月1日より前については、一部の用語に関しまして、児童福祉法に基づく、それぞれの用語に読み替える規定を設けております。説明につきましては以上でございます。

#### ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

後藤敦志委員。

#### ○後藤敦志委員

1点だけお聞きしたいんですけども、7条の利用料のところでは本会議で質疑があったと思うんですけども、改めて利用料を規則に規定するってということなんですけど、利用料のところ少し詳しく教えていただけますでしょうか。

#### ○久米原委員長

篠塚福祉部次長兼保育課長。

#### ○篠塚福祉部次長兼保育課長

こども誰でも通園制度の利用料なんですけれども、今説明にありましたとおり、利用料のほうにつきましては、各施設のほうで本来は定めるものになっております。質疑でもお答えをさせていただいたんですけども、「1人1時間300円程度を標準的な金額として定めてください」ということで、国のほうから通知が来ております。市のほうでどういう金額を設定していくかというのは、この金額を念頭に、それぞれの市町村どこを使っても基本的には同じ金額になるように設定をしていきたいというふうを考えておまして、具体的には市内の組織であります使用料・手数料等改定検討委員会のほうに諮りまして、最終的には決定をしていきたいというふうになっております。

#### ○久米原委員長

後藤敦志委員。

#### ○後藤敦志委員

これまでも条例制定時に利用料が決まってない場合は、このような形で規則で定めるという形で、ある意味、白紙委任のような形の条例になってしまってたんですけども、法制執務のQ&Aなんかを見ますと、使用料の額は条例で規定すべき事項なので具体的金額を明示せず、そのような形で条例を制定することはやはり適当ではないというような見解が示されておまして、条例制定時に具体的な金額が決まってない場合は、表現方法として例えば、今300円でお話ありますけど、「300円を上限として規則で定める額」や、「何百円以上何百円未満の範囲内で規則で定める額」というように具体的に金額の範囲を指定した上で条例に規定するべき、というような形が本来あるべきかと思うんですけども、そういったような形については、これまではこういった形である意味、白紙にしてきてしまったと思うんですけども、こういった点についてはいかががお考えでしょうか。

○久米原委員長

篠塚福祉部次長兼保育課長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

料金の設定に関しまして、国等から特に指示がなくて、市のほうで自由に決められるものにつきましては、条例のほうで、これまでも定めてきております。保育料もそうなんですけれども、今回のこども誰でも通園制度に関しましては、国のほうから目安が示されております。そのために、条例ではなくて、規則のほうで定めるといふふうにしておりまして、この国のほうでの目安というの、今後変わってくる可能性は当然あるというところの中で、市のほうでは、規則のほうで、それに従って定めていくというような形で考えておりますので、今回もそれに合わせまして規則のほうで具体的な金額はうたっていこうというふうになっております。

○久米原委員長

ほかにありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号、令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第8号)の所管事項について執行部から説明願います。荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

別冊、議案書1ページをお開きください。

議案第8号、令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第8号)についてでございます。この補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,195万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ326億7,364万2,000円とするものでございます。あわせて、健康福祉委員会の所管事項としましては、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債についての補正をするものでございます。

なお、所管部の説明につきまして、人件費は説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、債務負担行為につきましては、令和8年度当初より契約を履行するに当たりまして、令和7年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものとなります。はじめに、福祉部所管事項についてご説明いたします。

5ページをお開きください。第3表、繰越明許費の設定です。上から2段目、民生費のさんさん館管理費です。こちらにつきましては、さんさん館受変電設備改修工事において更新することとなります変電機について、メーカーからの入荷時期が国内にわたり大幅に遅延する状況にありますことから、年度内に工事が完了するめどが立たないと判断したため、これに係る、令和7年度予算の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして6ページからは、第4表、債務負担行為補正の追加です。福祉部所管事項は9ペー

ジになります。5段目の障がい福祉システム運用サポート業務委託契約、次の地域活動支援センター運営業務委託契約、一つ飛びまして、さんさん館管理に係る業務委託契約以降、一番下の八原保育所給食等調理業務委託(令和7年度)まで14件の契約、及び10ページになります。上から8段目、電子母子手帳サービス利用契約、その下の出産・子育て応援パスポート事業運営事業委託契約、さらに12ページになります。下から2段目のこどもの居場所・遊び場創出事業業務委託契約、こちらは昨年度まで文化・生涯学習課所管で計上しておりました業務でしたが、今年度からこども家庭センターが所管となっております。以上17件が福祉部所管となります。

このうち、新規の債務負担の業務につきましては、9ページにお戻りいただきまして、下から4段目のこども計画策定業務委託契約となります。こちらは、こども基本法に基づき、こども大綱や県のこども計画を勘案して策定する、市町村こども計画の策定に係る業務委託です。

13ページをお開きください。第5表、地方債補正の変更です。最初の段、さんさん館施設整備事業です。こちらは、さんさん館の漏水改修工事に係る地方債の限度額を2,110万円から1,910万円を減額し、200万円とするものでございます。詳細につきましては歳出でご説明いたします。

16ページをお開きください。歳入でございます。1段目の箱、老人施設入所負担金です。こちらは高齢者の保護措置の増加に伴います施設入所負担金の増額です。3段目の箱です。障がい者自立支援給付費、その下の児童扶養手当給付費、次の障がい児施設給付費です。障がい者及び障がい児の給付費につきましては、歳出の扶助費の不足見込額の補正に伴い、国2分の1の歳入を見込むものです。また、児童扶養手当給付費につきましては、本年4月からの支給月額改定に伴う増額補正で、負担割合は国3分の1となります。

次の箱に移ります。上から1番目、子ども・子育て支援事業費(児童虐待防止対策事業分)です。こちらはこども家庭センターの統括支援員人件費の補助額改定に伴い、増額補正するものです。負担割合は国3分の2です。

次に、子ども・子育て支援事業費(子育て環境整備分)です。こちらは、子ども・子育て支援事業における多様な事業者の参入促進、能力活用事業のメニューの一つである、認定こども園、特別支援教育保育経費に対する国庫補助金3分の1の増額です。詳細につきましては、歳出の事業でご説明いたします。

次に、母子家庭等対策総合支援事業費です。こちらは、高等職業訓練促進費の申請見込みに伴う増額補正です。負担割合は国4分の3です。

次に、生活困窮者就労準備支援等事業費です。こちらは生活保護標準化システム改修に係る国庫補助金の増額補正です。負担割合は国2分の1です。

次に、子ども・子育て支援事業費(育児支援家庭訪問分)です。こちらはこども家庭センターの統括支援員配置に伴い、当初予定していた専任保健師人件費分を兼任保健師分へ変更することに伴い、減額補正するものです。負担割合は国3分の2です。

次に、障がい者自立支援給付費、次のページに移りまして、障がい児施設給付費です。いずれも歳出の扶助費の不足見込額の補正に伴い、県4分の1の歳入を見込むものです。

次の箱、子ども・子育て支援事業費(児童虐待防止対策事業)です。こちらは国庫補助金同様、こども家庭センターの統括支援員人件費分の増額補正です。負担割合は県6分の1です。

次に、子ども・子育て支援事業費(子育て環境整備分)です。こちらにつきましても、国庫補助金同様、多様な事業者の参入促進能力活用事業に対する県補助金、3分の1の増額です。

次に、子ども・子育て支援事業費(育児支援家庭訪問分)です。こちらも国庫補助金同様、こども家庭センターの統括支援員人件費分の減額補正です。負担割合は県6分の1です。

下から2段目の枠になります。子ども・子育て支援事業費返還金です。こちらは、病児保育事業

の保育園からの過大補助受入れ分の返還金となります。次に市債のさんさん館施設整備事業債です。こちらも地方債と同様に、詳細につきましては、歳出でご説明いたします。以上が、歳入の説明となります。

23ページをお開きください。歳出です。中段の障がい福祉事業です。こちらは県社会福祉審議会へ出席するための出張旅費になります。

次に、障がい者自立支援給付費です。こちらは前年同期と比べ、重度訪問介護、グループホームや就労継続支援、計画相談支援に対する給付費が増加しており、執行状況から扶助費の不足が見込まれるため、増額するものです。償還金につきましては、令和4年度及び令和5年度障がい福祉サービス給付費における事業所からの報酬返還等に伴う実績額変更により、国庫負担金及び県負担金の過大受入分を返還するものです。

下から2番目の老人保護措置費です。こちらは身体的、精神的または経済的な理由により自宅で生活が困難な高齢者を市町村が養護老人ホームなどに入所させる制度での対応により、保護措置者が増加したため、不足額を増額補正するものです。

次に、高齢者補聴器購入支援事業です。補聴器購入助成対象者の増加見込みにより、20人分を増額するものです。

次のページ、24ページをお開きください。下から4番目の児童発達支援事業特別会計繰出金です。児童発達支援事業特別会計の歳入歳出予算差引き超過額を減額するものです。

一つ飛びまして、さんさん館管理運営費です。こちらはさんさん館の雨漏りへの対応として、屋根の防水改修工事を予定したものでありますが、実施設計の際に雨漏りを防ぐためには、外壁工事が必要となることが明らかとなりました。このことにより、外壁工事にかかる費用を補正予算で措置したとしても、年度末までの期間では十分な工期が確保できないことから、今年度中の起工を見送ることとし、工事請負費を減額するものであります。また、これに伴い、工事費の財源としておりました地方債、及び歳入につきましても、減額するものでございます。

次に、児童扶養手当支給事業です。こちらは歳入でも説明しましたが、本年4月からの支給月額改定などに伴う不足額分を増額するものです。

次のページに移りまして、保育事務費です。こちらは駅前こどもステーションで利用しておりました園児用送迎バス官公庁オークション出品に伴うシステム利用料の予算計上になります。

次に、子ども・子育て支援事業(補助分)です。こちらは、多様な事業者の参入促進能力活用事業補助金のメニューの一つである、認定こども園特別支援教育保育経費に対する補助金で、学校法人以外の認定こども園において特別な支援が必要な教育認定の子どもが在籍し、加配職員を配置している2園に対する補助金の予算計上になります。

次に、子ども・子育て支援事業(単独分)です。こちらは、救急車搬送要請に対し、緊急性が認められない場合に請求される選定療養費負担に対する補助金の予算計上になります。

次に保育所等施設整備事業です。こちらは令和6年度次世代育成支援対策整備交付金の過大受入れ分を返還するものです。次に、高等職業訓練促進費です。こちらの補助金は、本年度の申請見込みにより増額補正するもので、償還金は前年度不用額の返還金です。

次に、障がい児施設給付費です。こちらは障がい児の施設数及び利用者の増加に伴い、給付費の増額が見込まれるため、扶助費を増額するものです。

次に児童手当支給事業です。こちらの償還金は前年度不用額の返還金です。

次のページ26ページをお開きください。2番目の生活保護標準化システム運用費です。こちらは保護者調査の調査項目の変更に対応するためのシステム改修費の増額補正です。

次に、災害援護事業です。こちらは、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の、県への令和

7年度内償還金額の確定に伴う不用額を減額するものです。一番下の妊婦のための支援給付事業です。こちらは令和6年度出産・子育て応援交付金の過大受入れ分を返還するものです。

34ページをお開きください。下から2番目、こどもの居場所・遊び場創出事業です。こちらは令和8年度、こくれば事業の傷害保険料予算の計上となります。福祉部所管の説明は以上でございます。

## ○久米原委員長

足立健康スポーツ部長。

## ○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項について説明いたします。

初めに、第4表、債務負担行為補正です。令和8年度当初から履行するために、令和7年度中の契約が必要なことから、債務負担行為を設定するものでございます。

それでは9ページをご覧ください。上から7番目、高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約です。これは元気サロン松葉館の運営にかかる費用のうち、一般会計に65歳未満利用者分として費用の5%を計上し、95%は介護保険事業特別会計に計上しております。なお、元気サロン松葉館については、利用者数が毎年増加傾向となっており、施設の拡充等について要望を受けているところでもあります。その対応として、これまで閉館日であった土曜日を開館する予定です。このため、開館日数が増えることにより委託金額を増額するものです。

次の10ページ、一番上、予防接種事故賠償補償保険等加入に係る申込から、7番目、後期高齢者健康診査受診券等作成及び封入封緘業務委託契約まで、3つ下、定期予防接種に係るワクチン購入費までが健康スポーツ部所管です。

10ページ、上から3番目、健康講座開催業務委託契約は、まいん健康サポートセンターで開催する健康講座委託料について、一般会計に10%、介護保険事業特別会計に90%を計上しております。

その下、健康マイレージ事業業務委託契約は一般会計に50%、介護保険事業特別会計に50%を計上しております。その下、胃がん医療機関検診に係る読影管理委員会業務委託契約は、新たに債務負担行為を設定するものです。医療機関における胃がん検診、胃内視鏡には、各医療機関での検診を龍ヶ崎市医師会及び牛久市医師会による読影委員会にて、医療画像を専門の医師が解析しており、また、医療機関における胃がん検診については4月1日より受診可能となっております。そのようなことから、医療機関における胃がん検診については、龍ヶ崎市医師会及び牛久市医師会と4月1日に委託契約を締結していく必要があり、牛久市及び両医師会との調整に近年期間を要する場合もあることから、改めて債務負担行為により調整期間を確保し、業務遂行するものであります。そのほかについては例年どおりですので省略させていただきます。

続いて歳入はありませんので歳出です。23ページ、上から3番目、国民健康保険事業特別会計繰出金は国民健康保険事務に従事する職員人件費分の繰出金です。同じページ、下から4番目、介護保険事業特別会計繰出金も同様に、介護保険事務に従事する職員人件費分及び委託料等に繰り出す委託料等の繰出金です。

その下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金も同様に、後期高齢者医療事務に従事する職員人件費分及び医療給付費納付金の繰出金です。

飛びまして27ページ。1番上感染症対策費です。感染症対策委員会の委員の会1回分の報酬です。今年度、感染症対策委員会は、新型インフルエンザ等対策行動計画改定に伴い、各分野の

専門の方々にご意見をお伺いするため、開催をしております。当初予算では、龍ヶ崎市感染症対策委員会を2回開催予定としておりましたが、実際には3回の開催が見込まれるため、不足分を計上するものです。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。  
後藤光秀委員。

**○後藤光秀委員**

1点だけ。23ページの1番下の高齢者補聴器購入支援事業のところなんですけれども、20人分の追加ということで増額なんですけれども、現在の利用者ってどれぐらい今いらっしゃる状況なのかっていうのと、20人分ということなんですけれども、今後も増えていくのかなという様子、この現状についてちょっとお聞かせください。

**○久米原委員長**

山崎福祉総務課長。

**○山崎福祉総務課長**

今年度から開始しましたこの補聴器でございますけども、今年の4月から9月までの半年間で58件の申請、支給がございました。平均金額にしますと2万9,994円ということで、ほぼ3万円ということでございます。今後この半年間の推移が年度末まで続くという見込みですと120名、若干切るぐらいなので、当初予算として100名分確保しておりますから、足りない分の20名を今回増額補正するものでございます。

**○久米原委員長**

後藤光秀委員。

**○後藤光秀委員**

ありがとうございます。よく分かりました。これ、3万円のうち、補助率はどのぐらいなんですって。その補聴器の金額の限度額がありましたよね。ちょっと確認させてください。

**○久米原委員長**

山崎福祉総務課長。

**○山崎福祉総務課長**

補助金の額につきましては上限が3万円ということで、補聴器は今、10万とか20万とか高額な商品になりますので、ほとんどの方は3万円の上限を支給すると。3万円を切る金額の補聴器を購入された方、あんまりそういうケースはないですが、そういったものだと、補聴器の購入費の半額というところなんですけども、最大補助金としては3万円という形になりますので、6万円以上の補聴器ですと、50%というところで3万円ということなんですけども、6万円以下、5万とか4万とかですねこういったものをご購入された方については、原則購入費の半額ということですので、3万円を下回る補助金という形になります。

○久米原委員長  
後藤光秀委員。

○後藤光秀委員  
実際は20万とか30万とかする高額なものじゃないですか。それって、その金額3万円をもっと上げるといふか、そういう考えっていうのは、今後はどうなんですか。

○久米原委員長  
山崎福祉総務課長。

○山崎福祉総務課長  
金額的に十分かどうかという話もございますけども、現状ではこういった補聴器が必要な方はたくさんいらっしゃるようですので、広く薄くという形で進めておりますけども、今年度に始まった事業ということでもございますので、その辺の金額の増額につきましては、今後の動向、そんなものを見ながら考えていきたい、このように思っております。

○久米原委員長  
荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長  
すいません。こちらの事業は昨年度から実施しております。そこだけ訂正させていただきます。

○久米原委員長  
ほかにありませんか。

[発言するものなし]

○久米原委員長  
別がないようですので、採決いたします。  
議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。  
[異議なし]

○久米原委員長  
ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。  
続きまして、議案第9号、令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について執行部から説明願います。  
足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長  
49ページをお開きください。  
議案第9号、令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)です。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億6,298万6,000円とするものです。あわせて、債務負担行為を設定するものでございます。

52ページ、第2表、債務負担行為です。4事業いずれも例年どおりの事業で、令和8年度当初から履行するため、令和7年度中の契約が必要なことから債務負担行為を設定するものでございます。

56ページ、歳入です。1番目、国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、職員給与費の補正等によるものです。その下、国民健康保険支払準備基金繰入金は、内容が二つあります。一つは、特定健康診査等に係る職員給与費の減額マイナス42万7,000円、二つは、特別調整交付金の自主返還分の財源としての基金繰入れ1万3,000円です。以上の合計で41万4,000円の減額補正となります。歳入は以上です。

続いて、57ページ、歳出です。1番下のその他償還金は、令和4年度の特別調整交付金において、一部経費に関し、国と県に重複して交付申請をしていたため、国からの交付金分1万3,000円を返還するものです。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

〔発言するものなし〕

#### ○久米原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

#### ○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号、令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

#### ○荒槇福祉部長

61ページをお開きください。

議案第10号、令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます。この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億5,714万9,000円とするものです。あわせて、債務負担行為については、令和8年度当初より契約を履行するに当たり、令和7年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。初めに、福祉部の所管事項についてご説明いたします。

64ページをお開きください。第2表、債務負担行為です。福祉部所管事項は、中段から地域包括支援センター管理運営業務委託契約(令和7年度)、一つ飛びまして、徘徊高齢者家族支援サービス事業業務委託契約から、一番下の認知症地域包括支援・ケア向上事業業務委託契約までの合計10件となります。高齢者等見守りサポート事業業務委託契約につきましては、新たな緊急通報装置設置事業をこれまでの一般会計から、今年度の債務負担行為からにつきましては介護保険特別会計の予算計上にて実施するものとなります。

68ページをお開きください。歳入です。1段目の箱、国庫補助金の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分、及びその下の総合事業以外交付金現年度分は、地域支援事業に関して、職員給与費の増減に対する国負担分を補正するものです。その下の箱、支払基金交

付金及びその次の県補助金につきましても、国庫補助金と同様に、職員給与費の増減に対する交付金を補正するものでございます。福祉部所管の説明は以上となります。

#### ○久米原委員長

足立健康スポーツ部長。

#### ○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項について説明いたします。64ページ、第2表、債務負担行為です。1番目の介護事業所台帳管理システム保守業務委託契約から6番目の健康講座開催業務委託契約、及び一つ飛んで、介護給付費等費用適正化支援総合システム保守業務委託契約までが健康スポーツ部所管となります。いずれも例年どおりの事業で、令和8年度当初から履行するに当たり、令和7年度中の契約が必要なため、債務負担行為を設定するものです。なお、一般会計でも説明しましたが、上から3番目の高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約は増額計上しております。これは、元気サロン松葉館の利用者数が毎年増加傾向となっており、その対応として、これまで閉館日であった土曜日を開館し、開館日数が増えることにより、委託金額を増額するものです。

68ページ、歳入です。上から3番目、介護保険制度改正支援事業費です。令和7年度介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る費用の国庫補助金2分の1です。一番下、介護保険事業職員給与費等繰入金です。一般会計の歳出、介護保険事業特別会計繰出金のうち、職員給与費分26万1,000円の特別会計での受入項目です。次に69ページ、1番目、認定審査会事務費繰入金です。同じく、介護保険事業特別会計繰出金のうち、認定調査委託料の不足見込み分の108万2,000円の特別会計での受入項目です。その下、その他一般会計繰入金です。同じく、介護保険事業特別会計繰出金のうち、第1号被保険者の保険料還付金の不足見込み分の20万円、及び令和7年度介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る費用の市負担分2分の1、123万2,000円の特別会計での受入れ項目です。その下、介護保険支払準備基金繰入金です。福祉総務課の地域支援事業職員給与費を介護保険支払準備基金から繰入です。

次に、70ページ、歳出です。上から3番目、住民情報基幹系システム運用費(介護保険)です。令和7年度介護報酬改定等に伴うシステム改修にかかる費用です。内容としましては、令和7年度税制改正に伴う改修です。一番下、認定調査等事務費です。認定調査件数が増加したことによる委託料の不足見込分です。次、71ページ、一番下、第1号被保険者保険料還付金です。第1号被保険者への保険料還付金の不足見込分です。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員。

#### ○山宮委員

すいません、64ページの債務負担行為のところですけど、上から3番目の高齢者いきいき活動支援事業、松葉館が利用者の高齢化によって増えているってことなんですけども、どのぐらい増えているんですかね。

○久米原委員長

大久保健康増進課長。

○大久保健康増進課長

令和6年度の利用者数は全体的に約1万4,800人の利用者がございまして、昨年度が1万4,200人ぐらいでして、毎年、500から600人程度が増加しており、登録制度になってますけども、登録者数も増えているような現状です。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

増えてるということは内容も充実してて、きっと人が人を呼ぶんだとは思うんですけども、土曜日を増やすことによって、そのキャパシティってというのは、十分なんでしょうか。

○久米原委員長

大久保健康増進課長。

○大久保健康増進課長

ちょっと経緯を話させていただきますと、毎年利用団体が19団体ございまして、太極拳とか、健康マージャンとか、そういった団体19団体の代表者の方と毎年利用者懇談会というのは開催されてもらってまして、私も出席させていただいて、いろいろ懇談させていただいているんですけど。

やはりもう限られたキャパになってますので、利用団体数が増え、また利用者数も増えてる中で、やっぱりその利用団体も、週に使う曜日とか時間を調整しながら利用していただいたり、利用する利用者も、例えば順番待ちで3か月待ちとか、そんな状態で寺田議員からもお話をいただいたこともあるんですけど。

そんなことで、何か拡充できる方法はないものかっていうところで、施設的には学校と隣接してるものなので、教育施設の部分とは完全に分離していかなくちゃならないので、それを拡充していくっていう部分は非常に難しいところで。統合の話もありますので、その後どうかなというところもあるんですけど、跡地活用の問題もありますし、空き教室という部分では、消防法の規定で、それに基づく集会施設としての改修が必要になってくるので、そういった費用も改修費用もかかってくるということで、改修することは現実的じゃないのかなというところで、その中で1番利用増を図れる方法っていうのは、土日が閉館日になってますので、利用者が比較的土日関係ない方々かと思うので、まずはちょっと土曜日を開館して、1日増やすことによって、その辺が完全に満たされるということはないとは思いますが、緩和は多少できるかなというところで様子を見ていきたいと思ってるということです。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

松葉館に関しては以前から人気がありまして、たくさんの方が利用されているんですよね。なの

で今後、先ほどもお話ありましたけれども、北竜台学園ができることによって、松葉小学校の跡地活用という部分では、ますます高齢化が進みますし、ただ、おうちに居たのでは、具合が悪くなる方が多いので、こういうところに出かけていながら元気な高齢者がたくさん集えるような取組も、市長ぜひ今後の課題として考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この松葉館に来られている方は、周辺の方なんでしょうか、それともやっぱり市内全体になっているのでしょうか。

#### ○久米原委員長

大久保健康増進課長。

#### ○大久保健康増進課長

主には北竜台の地域の方が多いんですけども、北竜台の方だけではなくて、市内全域からも登録して来ていただいているところです。

#### ○久米原委員長

山宮委員。

#### ○山宮委員

やはり楽しいところとか、明るいところには人がたくさん集まってきますので、市内全体からも来やすいような、またキャパシティーに関しても必要だと思いますし、誰でも来れるような取組が今後も続けられるといいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、先ほど説明のありました高齢者等見守りサポート事業、緊急通報装置のことだと思っておりますけれども、これの現状の進捗状況を聞かせいただけますか。

#### ○久米原委員長

山崎福祉総務課長。

#### ○山崎福祉総務課長

今後のスケジュールとしましては、契約に向けた準備行為を進めてるところでございまして、契約的には年明け2月から3月上旬ぐらいまでには済ませたいように考えております。4月1日から稼働ということになりますが、現状の緊通につきましては、その機械を設置している方のお宅と消防署がつながっているような状況でございまして、今後委託する事業者に回線がつながるようになるということで、この改正の切替え作業が4月から大体3か月から4か月ぐらいかかってしまうということで、順次進めてはいくんですが、令和8年度の3～4か月の間は、新しい緊通のシステムと、これまでの稲広とつながっている緊通が3～4か月は並存するという形になります。

#### ○久米原委員長

山宮委員。

#### ○山宮委員

ありがとうございます。もういよいよという形ですけれども、これができることによって、稲広の職員の業務の軽減も多少はあるのかなというふうに思います。間違っって押しちゃって、救急車が

出勤することもすごく多いので、このことも踏まえますと、本当に最善の取組を今後もお願いするようになるかと思えますけれども、スムーズに事業が進みますようよろしくお願いいたします。

**○久米原委員長**

ほかにありませんか。

[発言するものなし]

**○久米原委員長**

別がないようですので採決いたします。

議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第11号、令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)について執行部から説明願います。荒槇福祉部長。

**○荒槇福祉部長**

75ページをお開きください。

議案第11号、令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)でございます。この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,438万8,000円とするものです。

78ページをお開きください。第2表、債務負担行為です。つぼみ園の清掃業務委託契約について、令和8年度当初より契約を履行するに当たり、令和7年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。例年どおりの内容で業務内容でございます。

82ページをお開きください。歳入でございます。一般会計繰入金の総務管理費等繰入金、その下の児童発達支援サービス事業費繰入金です。こちらは、つぼみ園職員の職員給与費及びつぼみ園管理費に対する増減分の差額を一般会計へ繰り入れるものです。

次のページに移りまして歳出です。中段のつぼみ管理費につきまして、役務費は電話料金の不足が見込まれる分の増額補正です。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。

[発言するものなし]

**○久米原委員長**

別がないようですので採決いたします。

議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第12号、令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

### ○足立健康スポーツ部長

別冊87ページをお開きください。

議案第12号、令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,090万1,000円とするものです。あわせて債務負担行為を設定するものです。

90ページ、第2表債務負担行為です。1件の債務負担行為の限度額を設定しております。令和8年度当初から履行するため、令和7年度中の契約が必要なため、債務負担行為を設定をするものであります。

94ページ、歳入です。1番目、後期高齢者医療広域連合納付金繰入金は、令和6年度の当該納付金の確定により追加納付が生じたことによる増額分の繰入です。その下、後期高齢者医療事業職員給与費等繰入金は、職員給与費の増額分の繰入です。

95ページ、歳出です。一番下、後期高齢者医療広域連合納付金は、先ほど歳入の一般会計繰入金で説明した令和6年度の後期高齢者医療療養給付費納付金の実績確定により追加納付が生じた分の計上です。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

### ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

[発言するものなし]

### ○久米原委員長

別がないようですので採決いたします。議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

### ○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託をされました案件の審査は終わりました。これをもちまして、健康福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。